

<別 添>

資源エネルギー庁 再生可能エネルギー全量買取意見受付 御中

再生可能エネルギーの全量買取制度に関するオプションについての意見

意見提出者名 <small>(企業・団体の場合は部署名及び担当者名も記入のこと。)</small>	特定非営利活動法人 気候ネットワーク 代表 浅岡美恵 担当: 平田仁子		
住所	〒102-0083 千代田区麹町 2-7-3 半蔵門ウッドフィールド 2F		
電話番号	03-3263-9210		
FAX 番号	03-3263-9463		
電子メールアドレス	tokyo@kiconet.org		
ヒアリング希望	<table style="width: 100%; text-align: center;"><tr><td style="width: 50%;"><input checked="" type="checkbox"/> 有</td><td style="width: 50%;"><input type="checkbox"/> 無</td></tr></table> <p>※ヒアリングについては、時間の制約や、意見内容等を勘案した上で、経済産業省から御連絡した者について行います。ヒアリングを希望されるすべての個人・団体について必ずしもヒアリングを行うわけではありませんので予め御了承下さい。</p> <p>※なお、ヒアリングは経済産業省の指定した日時に経済産業省内において公開で行います。</p>	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無		

意見の公開 の可否	<table border="0" style="width: 100%;"><tr><td style="text-align: center; width: 50%;"><input checked="" type="checkbox"/> 可</td><td style="text-align: center; width: 50%;">否</td></tr></table> <p style="text-align: center;">※ヒアリングを希望される場合、意見の公開は「可」をご選択ください。</p>	<input checked="" type="checkbox"/> 可	否
<input checked="" type="checkbox"/> 可	否		
意見提出者名	平田仁子		

意見内容

はじめに

(1)「全量買取を基本としつつ、再生可能エネルギーが最大限導入され、かつ、負担は抑えられるよう制度設計を行うこととしたい」とあるが、本制度設計は、全ての再生可能エネルギーに対して全量買取制度を実現するものであるべきである。「基本としつつ」という表現で、対象を限定したりして制度を変質させ、再生可能エネルギー普及を阻害することのないようにするべきである。

(2)また、「負担は抑えられるよう」とあるが、負担の考え方は、単純に再生可能エネルギーの買取費用や系統安定化対策費用などをもって負担とみなすのではなく、再生可能エネルギーが普及することによって低下する化石燃料購入費や燃料備蓄費、炭素価格(炭素税導入後)なども勘案した、トータルでの負担を示すべきである。

(3)さらに、4つのオプションは、複数のケースの組み合わせであり、組み合わせ方が不適切なため、最善のオプションはここには存在しないと考える。よって、個別に意見する。

A. 買取対象:A2

A2の「発電事業用も含めて対象」にし、実用化されている持続可能な再生可能エネルギーとするべきである。現時点で実用性がないものは外し、実用化の動向を見て追加していくことが望ましい。また持続可能な再生可能エネルギーとは言えない大規模水力は含むべきではない。

B. 住宅用太陽光発電の取扱い:B1

B1の住宅用太陽光発電も含め、全量買取とするべきである。住宅に関し余剰電力とする方法も考えられるが、住宅用を含む太陽光発電を大幅に普及させるインセンティブを付与するには、全量買取とするべきである。余剰電力のみの買取では、家族構成や生活スタイルなどの違いなどにより家庭によって余剰量が異なり、買取分に大きな幅が生じ不公平感を生む。さらに余剰電力のみでは、投資回収年がより長くなり、導入インセンティブは低く止まる。

余剰電力購入では、自家消費に対する省エネインセンティブが働くという指摘もあるが、省エネ意欲は、買取のあり方よりも、太陽光発電の導入を通じたエネルギーへの理解が高まることで総じて高められるものであり、それが余剰電力のみの購入とする理由とはならない。

C.新設・既設の取扱い:C2

これからの再生可能エネルギーの導入拡大策として導入する制度であるため、C2の新築を対象とする制度とするべきである。一方、住宅用の太陽光発電を先んじて導入した個人などに対し、不公平感が残ることになるため、既設の再生可能エネルギーに対しても、一定程度の制度補償を行うことを検討するべきである。(たとえば、既存の余剰電力購入方式を一定期間継続する等)

D.買取価格の設定方法:D2+ α

買取価格は、それぞれのエネルギー源ごとにコストを勘案し、適正に設定するべきである。また、バイオマス発電のように、木質系、廃棄物系、建築物系などでそれぞれに置かれている事情が異なる場合には、それぞれの事情やコストを踏まえ、適切なインセンティブとなるような価格設定をすることが必要である。一律で設定すれば、エネルギー源ごとに競争をさせることになり、適正なインセンティブ付与とはならない。

さらに、価格は状況を踏まえながら、低減させていく方向で設計していくべきである。

E.買取期間の設定方法:E2・E3

買取期間は、現行の太陽光発電の10年とはせず、D2/D3の15～20年で設定するべきである。15年と設定しつつ、制度見直しを通じて期間延長の必要性を検討するのが良い。

F.費用負担の方法:F1

費用負担は、電力料金に上乘せされる形の制度とするべきである。オプションに示される、最高でも標準家庭522円/月程度の負担は、受容可能な金額であると考えられる。(ただし負担額の試算方法の詳細がわからないため、更なる具体的な情報公開が必要である。化石燃料費の低減などを加味すれば負担は更に小さくなるのではないか?)

一方、想定される負担額の一部を税等で補てんし、負担を軽減するような方法も考えられる。

G.地域間調整について:G1

再生可能エネルギー源は、地域に分散しており、優先して導入すべきエネルギー源も地域によって異なる。そうした事情に対して地域ごとに単価を設定すれば、地域間で不公平が生じる。全国で共通の負担を分担する方式とするべきである。

H.特定分野の軽減措置:H2

制度の公平さを期すために、全てのエネルギー利用者が使用量に応じて負担することとするべきである。ただし例外的に、電力多消費産業への対応を取ることも考えられるが、その場合には、企業に対して、省エネの可能性や、技術開発、再生可能エネルギーへの転換の可能性等についての情報提供を求め、厳格な基準の下で、対象産業・企業を特定するようすべきである。